

和歌山県社会福祉法人等指導監査実施要綱

和歌山県社会福祉法人等指導監査実施要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 本要綱は、和歌山県知事（以下「県」という。）が所管する社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人（以下「法人」という。）に対して、福祉保健部福祉保健政策局社会福祉課、介護サービス指導課、障害福祉課（以下「関係課室」という。ただし、社会福祉連携法人については、関係課室は社会福祉課のみとする。）が行う指導監査に関する基本事項を定めるものとする。

第2条 法人に対する指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項（法第144条により準用される場合を含む。）に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導監査事項について指導監査を行うことにより、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るとともに、自主的な業務改善及び役職員の資質の向上を促し、もって県民福祉の向上に資するものとする。

(指導監査)

第3条 指導監査は、一般監査と特別監査とし、その区分は次のとおりとする。

- (1) 一般監査とは、定期的を実施する指導監査及び現況報告書の確認の結果等必要に応じて随時実施する指導監査をいう。
- (2) 特別監査とは、運営等に重大な問題を有する法人・施設を主な対象として、随時実施する指導監査をいう。

(監査体制)

第4条 施設を経営する法人については、施設担当と連携を図り、原則として合同で実施する。

(監査基準)

第5条 指導監査の基準は、地方自治法第245条の4第1項及び同法第245条の9に基づく厚生労働省が示す処理基準による。

(指導監査計画)

第6条 関係課室の長は、連携して毎年度当初に当該年度の指導監査計画を定めるものとする。

- 2 前項の指導監査計画は、前条に規定する処理基準等に準拠するとともに本要綱の目的を達成するものでなければならない。
- 3 指導監査計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指導監査の方針
- (2) 実施時期
- (3) 指導監査の方法
- (4) 当該年度における指導監査対象法人
- (5) 当該年度における指導監査の重点事項

(指導監査の実施)

第7条 指導監査は、実地に行うものとする。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

2 第3条第1項第1号に規定する随時実施する指導監査を除く一般監査は、次の事項をいずれも満たす法人については、原則として3か年に1回とする。ただし、当該年度4月1日現在において、設立後2年を経過していない法人を除く。

(1) 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない。

(2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に大きな問題が特に認められない。

3 前項第1号に該当するかどうかの判断の基準は、別表1に規定するとおりとし、同項第2号に関しては、当該施設又は当該事業の所管課長へ文書にて照会する。

4 第2項各号に関して問題が認められない法人が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該法人の一般監査の実施の周期を当該各号に定めるとおりとすることができる。

(1) 別表2(1)に定める基準に該当すると県が判断するとき 4か年に1回

(2) 別表2(2)及び(3)に定める基準に該当すると県が判断するとき 5か年に1回

5 第2項及び第4項のいずれにも該当しない法人の一般監査は原則年1回とする。

第8条 新設の社会福祉法人については、法人設立認可後、原則として概ね6月以内に指導監査を実施するものとする。

2 新たに認定を受けた社会福祉連携推進法人については、認定を受けた年度の次年度において、連携推進法人による計算書類等の届出が行われた後に指導監査を実施するものとする。

第9条 指導監査を行うときは、事前に当該法人及び施設に対し通知するものとする。ただし、事前に通知することにより、当該指導監査の目的を達成できない場合は、事前に通知せず指導監査を行うものとする。

第10条 指導監査に先立ち、別に定める資料の提出を求めるものとする。

(指導監査結果)

第11条 指導監査の結果、改善を要する事項については、文書をもって指導し、そ

の改善状況について、期限を付して、挙証書類を添付した文書で報告させ、必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施するものとする。

(特別監査の実施)

第12条 運営等に重大な問題を有する法人・施設に対しては特別監査を、随時実施する。

(中核市との連携)

第13条 和歌山市長が施設を所管し、県が所管する法人の指導監査については合同で実施することを原則とし、連携を密にするものとする。

(指導監査結果の開示)

第14条 指導監査結果は、「和歌山県情報公開条例」に基づき開示する。

(適用除外)

第15条 社会福祉連携推進法人については、第4条、第6条第3項第5号、第7条第2項第2号及び第4項第1号並びに第13条の規定は、適用しない。

(その他)

第16条 本要綱の改廃は、福祉保健政策局長が行う。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第7条第2項、第3項関係）

第7条第2項に規定する、法人の運営について、特に大きな問題が認められないと県が判断する基準は、次のとおりとする。

- (1) 前回の实地監査において、第11条の規定による改善を要する事項がないこと。ただし、第11条の規定による改善を要する事項に対する改善報告において、明らかに改善が図られたと判断されるものは除く。

別表2（第7条第4項関係）

- (1) 第7条第4項の一般監査を4か年に1回とすることができると県が判断する基準は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとする。
- ア 専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人をいう。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は事務処理体制の向上に対する支援を受け、法人の財務状況の透明性及び適正性並びに経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる場合
- イ 下記（2）の場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われている法人であって、かつ、次に掲げる事項のいずれかに該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると認められる場合
- (ア) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。
（一部の経営施設のみが受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案するものとする。）
- (イ) 法人が、「ISO9001」の認証取得施設を有していること。
- (ウ) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。
（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等をいう。）
- (エ) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。
- (2) 社会福祉法人について、第7条第4項の一般監査を5か年に1回とすることができると県が判断する基準は、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、法人の財務状況の透明性及び適正性並びに経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる場合に該当することとする。
- ア 会計監査人を設置している法人であって、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づいて作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合
- イ 会計監査人を設置していない法人であって、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結される契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、その際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合

- (3) 社会福祉連携推進法人について、第7条第4項の一般監査を5か年に1回とすることができる。と県が判断する基準は、会計監査人等の作成する会計監査報告が次に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、連携推進法人の財務状況の透明性及び適正性並びに経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる場合に該当することとする。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第60条第2項又は同項及び法第127条第5号ホ（2）の規定に基づき会計監査人を設置している連携推進法人が会計監査人による監査を受けたとき又は会計監査人を設置していない連携推進法人が会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、連携推進法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）を受けたとき、これらの連携推進法人は、一般法人法第107条第1項に規定する会計監査報告及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書を会計監査人等から受領するものとする。

- ア 会計監査人を設置している連携推進法人であって、会計監査人による監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合
- イ 会計監査人を設置していない連携推進法人であって、会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合